平成30年改正 建築基準法・同施行令等の解説(第一部)

令和1年7月23日

株式会社 愛媛建築住宅センター

建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号) 平成30年6月27日に公布

■ 3か月以内施行(平成30年9月25日施行)

〈第一部で説明〉 (1)木造建築物等である特殊建築物の外壁等に関する規制の廃止(法24条) ······po
〈第二部で説明〉
(2)接道規制の適用除外に係る手続の合理化(法43条) ····································
(3)接道規制を条例で付加できる建築物の対象の拡大(法43条) ·············P4
(4)容積率規制の合理化(老人ホーム等の共用の廊下等 法52条) ···················P4
(5)日影規制の適用除外に係る手続の合理化 (法56条の2) ····································
(6)仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の特例(法85条) ····································
(7)その他所要の改正(宅配ボックス設置部分を容積率規制の対象外とする改正) ·····P4

■ 1年以内施行(令和1年6月25日施行)

〈第一部で説明〉
(1)建築確認を要しない特殊建築物の範囲の拡大(法6条) ······P05
(2)建築物の維持保全に関する規定の見直し(法8条・法9条の4) ························
(3)防火・避難に関する規定の整備(法2条・法21条・法26条・法27条) ····・P08・09・16・20
〈第二部で説明〉
(4)長屋又は共同住宅の各戸の界壁に関する規制の合理化(法30条) ·····P47
(5)用途規制の適用除外に係る手続きの合理化(法48条) ····································
(6)建蔽率規制の合理化(法53条) ······P50
(7)防火地域等内の建築物に関する規制の合理化(法61条·法67条) ······P52
(8)仮設建築物及び用途変更に関する規定の整備(法87条の2·法87条の3) ······P57

(1)法24条

木造建築物等である特殊 建築物の外壁等に関する 規制の廃止

・第22条第1項の市街地の区域内にある木造建築物である一定の特殊建築物について、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならないこととする規制の廃止(旧令112条第12項廃止)(テキストP10)

22条区域における外壁等に係る基準の廃止

旧法24条の廃止

- (一号) 学校、劇場、映画館、演芸場、公会堂、集会場、マーケット、公衆浴場
- (二号) 自動車車庫(50㎡超)
- (三号) 百貨店、共同住宅、寄宿舎、病院、倉庫で(階数2かつその用途床面積200㎡超)

小規模な特殊建築物に係る異種用途区画の廃止

旧令112条第12項の廃止

建築部の一部が法24条各号のいずれかに該当する場合においては、その部分とその他の部分とを準耐火構造とした壁又は法2条第9号の二口に規定する防火設備で区画しなければならない

(1)法6条第1項第1号

<u>建築確認を要しない</u> 特殊建築物の範囲の拡大

既存建築ストックの活用による 戸建住宅等の福祉施設等への 用途変更に伴う制限の合理化

- ◆別表第一(い)欄に掲げる用途に供する 特殊建築物のうち建築確認を要するも のを、当該用途に供する部分の床面積 の合計が200㎡超のものに改める。
- ◆(法第87条第1項の規定により、用途を変更して法別表第一(い)欄に掲げる特殊建築物とする場合に建築確認を要する範囲も、200㎡超となる)

(テキストP66)

	法別表第一(い)欄 用途				
(-)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場				
(二)	病院、有床診療所、ホテル、旅館、下宿、				
	共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等				
(-)	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場				
(三)	スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場				
	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、				
(四)	ナイトクラブバー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、				
	待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗				
(五)	倉庫				
(六)	自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ、テレビスタジオ				

法6条第1項

四0木	为上块			
第1号		法別表第一(い)欄に掲げる特殊建築物 1 え		用途変更 建築(新築・増築・改築・移転) 大規模の修繕 大規模の模様替
第2号	木造	3以上の階数を有するもの又は 延べ面積が500㎡、高さが13m若しくは軒高9m	を超えるもの	建築(新築・増築・改築・移転) 大規模の修繕
第3号	非木造	2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を起	∄えるもの	大規模の模様替
第4号	都市計画	易げる建築物を除くほか、 区域若しくは準都市計画区域等内 府県知事が指定する区域内における建築物		建築(新築・増築・改築・移転)

「100㎡超」から「200㎡超」へ改正

(2-1)法8条第2項

<u>維持保全計画の作成等を義</u> <u>務付ける建築物の対象の見</u> 直し

- ◆(一号) 特殊建築物で安全上、 防火上、又は衛生上特に重要 であるものとして政令で定める もの
- ◆(二号)一号の特殊建築物以外の特殊建築物その他政令で定める建築物で、特定行政庁が指定するもの

(令13条の3・令138条の3)

(テキストP67)

表12 維持保全準則・計画の作成対象となる建築物

	当該用途の	規模・位置
	政令で指定するもの	特定行政庁が指定しうるもの
用途	A欄(令第13条の3第1項)	B欄(法第8条第2項第2号の 「前号の特殊建築物以外の特殊 建築物」)
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	①階数が3以上かつ床面積が 100㎡超200㎡以下 ②床面積が200㎡超	A欄以外のすべて
病院、有床診療所、ホテル、旅 館、下宿、共同住宅、寄宿舎、 児童福祉施設等	①階数が3以上かつ床面積が 100㎡超200㎡以下 ②床面積が200㎡超	A欄以外のすべて
学校、体育館、博物館、美術館、 図書館、ボーリング場、スキー 場、スケート場、水泳場、ス ポーツの練習場	①階数が3以上かつ床面積が 100㎡超200㎡以下 ②床面積が200㎡超	A欄以外のすべて
百貨店、マーケット、展示場、 キャパレー、カフェー、ナイト クラブ、バー、ダンスホール、 遊技場、公衆浴場、待合、料理 店、飲食店、物品販売業を営む 店舗*	①階数が3以上かつ床面積が 100㎡超200㎡以下 ②床面積が200㎡超	A欄以外のすべて
倉庫、自動車車庫、自動車修理 工場、映画スタジオ、テレビス タジオ	床面積が3,000㎡超	A欄以外のすべて
市場、工場、危険物の貯留場、 と畜場、火葬場、汚物処理場	_	すべて
事務所その他これに類する用途	_	階数5以上かつ述べ面積1,000 ㎡超

(2-2)法9条の4

既存不適格建築物の所有者 に対する特定行政庁による指 導及び助言

◆特定行政庁は、建築物の敷地、 構造又は建築設備(いずれも既存不適格建築物)について、損傷、 腐食その他劣化が生じ、そのまま 放置すれば保安上危険となり、又 は衛生上有害となるおそれがあると認める場合において、当該建 築物又は敷地所有者、管理者または占有者に対して指導及び助言をすることができる

(テキストP77)

法10条の勧告及び命令の前段階として、既存不適格建築物について劣化が生じた段階であっても、指導や助言といった緩やかな措置を位置付けた。

対象建築物はすべての建築物とすることで、特定行政庁の指導・助言を通じた当該建築物の所有者等による是正の促進に繋げる。

(3-1)法2条第6号

延焼のおそれのある部分の 定義の見直し

- ◆6号イ 防火上主要な公園、広場、 川その他の空地又は水面、耐火 構造の壁その他これらに類するも のに面する部分(改正前と同様)
- ◆6号ロ 建築物の外壁面と隣地 境界線との角度に応じて、当該建 築物の周囲において発生する通 常の火災時における火熱により 延焼するおそれのないものとして 告示で定める部分(追加)

(テキストp62)

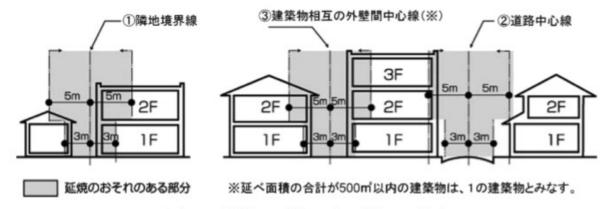


図10 「延焼のおそれのある部分」の概要

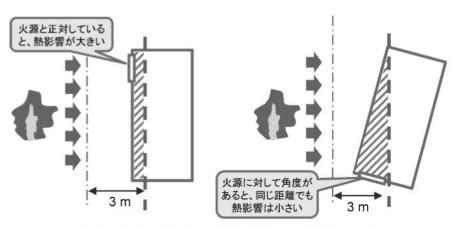


図11 告示で定める「延焼のおそれのある部分」のイメージ

火源と正対している場合に比べ、火源に対して角度があると、同じ距離 でも熱影響が小さいことを踏まえ見直しを行う予定(現在告示未制定)

(3-2)法21条第1項

<u>木造建築物等の耐火性能に</u> 係る制限の合理化

- ◆主要構造部規制を受ける木造 建築物の階数・高さ基準の合理 化(令109条の4・令109条の6) (テキストp63)
- ◆規模の観点に係る主要構造部 規制の合理化(令109条の5) (テキストp23)

主要構造部規制を受ける木造建築物の階数・高さ基準の合理化

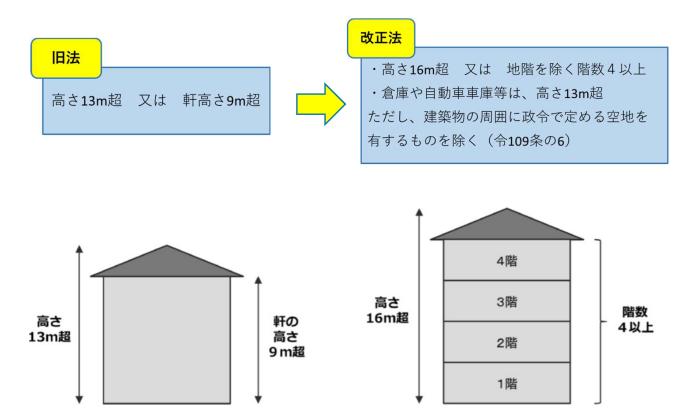


図12 耐火構造等としなければならない木造建築物等の規模の合理化のイメージ

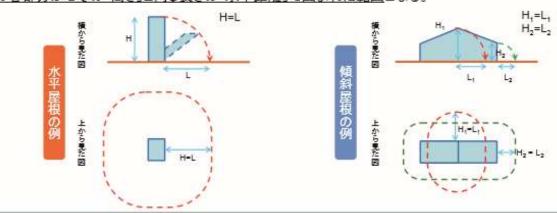
令109条の6

背景

- ○法第21条第1項は、大規模の木造建築物で火災が発生し、火災の最中に当該建築物が倒壊することで、結果として周囲へ 延焼することの防止を目的としている。
- 〇このため、建築物の周囲に延焼防止上有効な空地がある場合には、同項の規定は適用しないこととしており、「空地」の具体的な範囲については、火災時に建築物が倒壊した場合に、周囲に加害を生じない範囲として定める必要がある。

見直しの考え方

<u>倒壊の際に影響のある最大の範囲</u>は、建築物がそのまま真横に倒壊した場合における範囲であり、具体的には下図のとおり、建築物の各部分からその「高さ」と同じ長さの「水平距離」で囲まれた範囲となる。



見直し内容

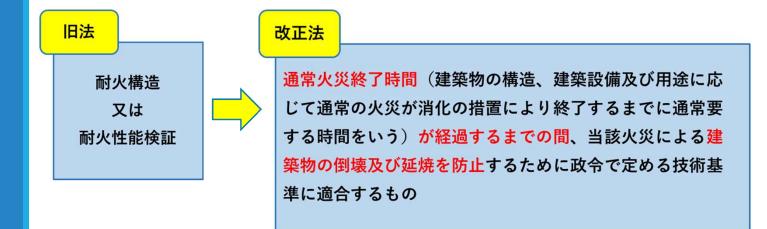
延焼防止上有効な空地に関する技術的基準(法第21条第1項ただL書に基づき政令で規定)は、当該建築物の各部分から当該空地の 反対側の境界線までの水平距離が、当該各部分の高さに相当する距離以上であることとする。

(3-2)法21条第1項

木造建築物等の耐火性能に 係る制限の合理化

→規模の観点に係る主要構造部規制の合理化(令109条の5・ 新令112条第2項・告R1-193号) (テキストp23)

規模の観点に係る主要構造部規制の合理化





令109条の5(各号のいずれかとする)

(一号) 火災時対策<mark>準</mark>耐火構造(告示R1-193号)

(二号) 耐火建築物 (耐火構造又は耐火性能検証による)

告示R1-193号

第一第1項(各号に掲げる建築物の区分による)

(一号) 75分準耐火構造(今告示第2項)

- ・地階を除く階数4以下
- ・法別表第一(五)(六)項以外の用途
- ・スプリンクラー設備、自動火災報知設備が必要
- ・200㎡ or 500㎡ 区画が必要
- ·内装制限、建物周囲3.0m通路
- ・2階以上に居室がある場合は特別避難階段が必要
- ・用途地域が定められている区域内 など

(二号) 60分準耐火構造(旧令129条の2の3⇒新令112条第2項)

- ・地階を除く階数3以下
- ・倉庫又は自動車車庫以外の用途
- ・建物周囲3.0m通路(ただし下記の場合は不要)

イ:200㎡60分準耐火区画

口:外壁開口部の上階開口部への措置

(三号) 30分相当の防火措置(令115条の2第1項4,5,6,8,9号)

- ・地階を除く階数2以下
- ・倉庫又は自動車車庫以外の用途
- ・柱及び梁の燃えしろ設計

告示R1-193号

第一第2項(75分準耐火構造)

(一号) 耐力壁

イ:木造で防火被覆なし ⇒ 燃えしろ設計

口:木造で防火被覆あり、組積造、S、RC、SRC造

例:両面強化PB2枚貼り厚さ計42ミリかつ外壁部は金属板等

(二号) 非耐力壁 イ・ロ

(三号)柱 イ・ロ

(四号)床 イ・ロ

(五号) はり イ・ロ

(六号) 軒裏 イ・ロ

第一第3項(75分防火設備)

(一号~四号)

第二第1項(令109条の5第二号)

耐火構造又は令108条の3第1項第1号若しくは第2号に該当

耐火構造と準耐火構造の違いについて

「耐火構造」と「準耐火構造」に共通する事項としては、両者ともに、その必要性能として、火熱に対して次の3つの性能が確保されているという点が共通している。

① 非損傷性: 通常の火災による火熱が加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、 溶融、破壊その他の損傷を生じないものとする性能。【耐力壁、床、柱、はり、 屋根、階段】

② 遮 熱 性: 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱面以外の面(屋内面に限る。)の温度が、当該面に接する可燃物が燃焼するおそれのある温度以上に上昇しないものとする性能。【壁、床】

③ 遮 炎 性: 屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものとする性能。【外壁】

さらに、両者のもうひとつの共通項は、いずれも指定された時間について、火熱が加えられている間は性能が確保されているという点である。例えば、要求時間が1時間である耐火構造と、要求時間が1時間である準耐火構造は、いずれも1時間の加熱中は性能を維持することができるという点では同一である。

(テキストP22より)

「耐火構造」と「準耐火構造」の違いが生じるのは、加熱が終了した後の性能である。指定された時間の加熱が終了した後、「耐火構造」は引き続き壊れないものとすることが求められている構造であるのに対し、「準耐火構造」については、加熱終了後の性能は規定されていない。

- ◆ 加熱の終了後も壊れない「耐火構造」とするためには、そもそも火災によって燃焼せず、容易に 損傷しない鉄筋コンクリート造や、内部構造に炎や熱の影響が及ばないほどに厚さを確保した 防火被覆を行った鉄骨造や木造が想定されるのに対し、
- ◆ 加熱中は壊れないことのみを規定されている「準耐火構造」については、上記のような構造のほか、加熱時間の炭化を見込んで、炭化する分だけあらかじめ厚さを確保しておく、いわゆる「燃えしろ設計」による木造が可能という点で、両者においては大きな違いが生じることとなる。言い換えれば、「燃えしろ設計」による木造は、放水などによる冷却効果がなければ、それ自身が燃焼し続けるおそれがあるため、耐火構造の定義には当てはまらず、準耐火構造として扱うということになる。

今回の改正は、「全ての主要構造部を耐火構造とした建築物」によって確保されてきた安全性について、「主要構造部とその他の措置を総合的に評価」することで同等以上の安全性を確保することとしているものである。

「耐火構造」でなく「性能の高い準耐火構造」による設計が可能



「燃えしろ設計」によって、木材をあらわしのまま構造部材として用いることができるようになる

(3-3)法26条及び36条

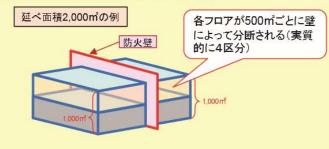
大規模建築物の区画に関 する規制の合理化

◆延べ面積が1000㎡を超える建築物について行うべき1000㎡以内の区画について、防火床でも可能とした(令113条・告示R1-197号)(テキストP56)

区画材としての「防火床」の追加

改正前

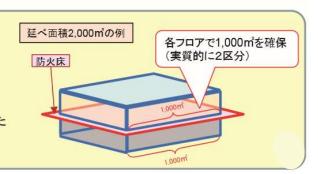
○ 延べ面積が1000㎡を超える建築物について、 耐火建築物や準耐火建築物である場合等を除き、 防火上有効な構造の防火壁によって有効に区画し、 かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ1000㎡ 以内としなければならないこととしている。





改正後(追加)

- 防火上有効な構造の防火床による区画も可能とする。
- ・耐火構造とすること(防火床を支持する壁・柱・はりを含む。) ・床を突出(1.5m)させ、床の上方5mの外壁を防火構造とする 等の上階延焼防止措置を行なう
- これにより、同一階での壁の区画ではなく、1階RC造・2階木造といった 床による区画の形成が可能となり、同じ延べ面積の建築物であっても、 ひとつのフロアを広く利用できるようになることが期待される。



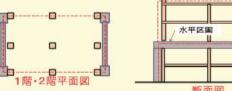
【防火床による区画の性能】

通常の火災を想定し、その火災によって当該防火床によって区画された他の部分への<u>延焼を防止</u>するとともに、防火床の自立性が必要となる。

防火床による区画の要求性能

延焼防止

自立性

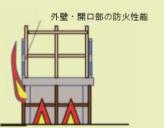




<延焼防止性能>

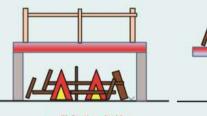
- ①一の区画部分で発生した火災が、他の区画部分に延焼しないよう、防火床 において、以下の性能を確保すること
 - (1)非損傷性能 (2)遮熱性能 (3)遮炎性能
- ②防火床の開口部(区画貫通部を含む)において、①の性能を損なうことがないよう、遮炎性能を確保すること
- ③屋外を介して上階へ延焼しないよう、防火床が外壁と接する部分について 、以下のいずれかの措置を図ること
 - (1)火炎が上階に届かないようにするための措置 →床の突出
 - (2)上階高さまで伸長した火炎の侵入を防ぐ措置 →外壁+開口部の性能強化

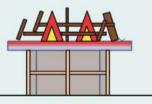




<自立性能>

〇火災によって一の区画部分が倒壊した場合に、その際に発生する応力によって防火床が倒壊しないこと





下階部分の倒壊



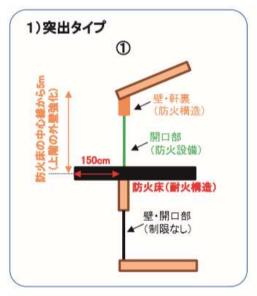
残った柱・はり等により、 加熱状態でも防火床が倒壊しない 上階部分の倒壊

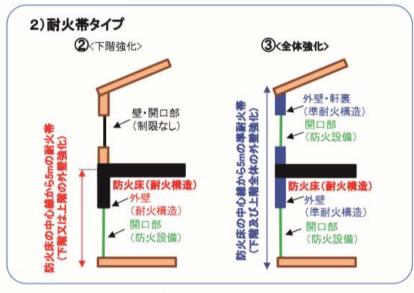


加熱状態でも防火床が倒壊しない

○ 防火床については、防火壁と同じ性能が必要であることを踏まえ、同様の内容を規定する。特に、「屋外を介した延焼防止性能」については、火炎の上方へ伸展する性状を踏まえて、定量的な内容を含めた詳細な仕様を定める。

		ht 살님			仕様
	-	性能		防火壁 同村	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	自	立性能		・自立する構造 ・無筋コンクリート造・組積造としない	・防火床を支える壁・柱・はりを耐火構造とすること ・無筋コンクリート造・組積造としない
		屋外を介 E焼防止		・①~③のいずれか ① 50cmの突出 ② 10cmの突出+防火構造の外壁(防火 壁中心から1.8m以内)+屋根(20分) ③ 耐火構造の外壁(防火壁含み3.6m)+ 防火設備(20分)	・①~③のいずれか ① 150cmの突出+防火構造の外壁(防火床から上方5m)+防 火設備(20分) ② 耐火構造の外壁(防火床から下方5m)+防火設備(20分) ③ 準耐火構造の外壁(防火床から上方及び下方5m)+防火 設備(20分)
延焼防止性能	延焼防内部の	壁床	非損傷性 遮熱性 遮炎性	・耐火構造	・耐火構造 (※ 防火床を支える壁・柱・はりを含む)
性能	延焼 防止 性能	開口部	遮炎性	・特定防火設備(60分) ・開口部寸法:2.5m×2.5m以下 ・熱又は煙感知による自動閉鎖機構	 特定防火設備(60分) ・開口部寸法:2.5m×2.5m以下 ・熱又は煙感知による自動閉鎖機構 (※竪穴部分は耐火構造の壁及び熱又は煙感知による自動閉鎖機構の特定防火設備(60分)で区画することを義務付け)
	区画	7 F	給水管 配電管	・隙間を不燃材料で充填	・隙間を不燃材料で充填
	貫通部の延焼 防止性能		風道	・遮煙性を有する特定防火設備(60分) ・熱又は煙感知による自動閉鎖機構	・遮煙性を有する特定防火設備(60分) ・熱又は煙感知による自動閉鎖機構





【参考】 防火壁・防火床が不要と なる場合(現行)



A. Herr	上阴	皆 ※1	下图	皆 ※1	
分類	外壁·軒裏	開口部	外壁	開口部	防火床の突出等
1	防火構造※2	防火設備	制限なし	制限なし	突出 1.5m ^{※4}
2	制限なし	制限なし	耐火構造※3	防火設備	制限なし
3	準耐火構造※2	防火設備	準耐火構造※2	防火設備	制限なし

※1: 防火床の中心線から5m以内の範囲。

※2:屋外側の部分の仕上げを準不燃材料とする。

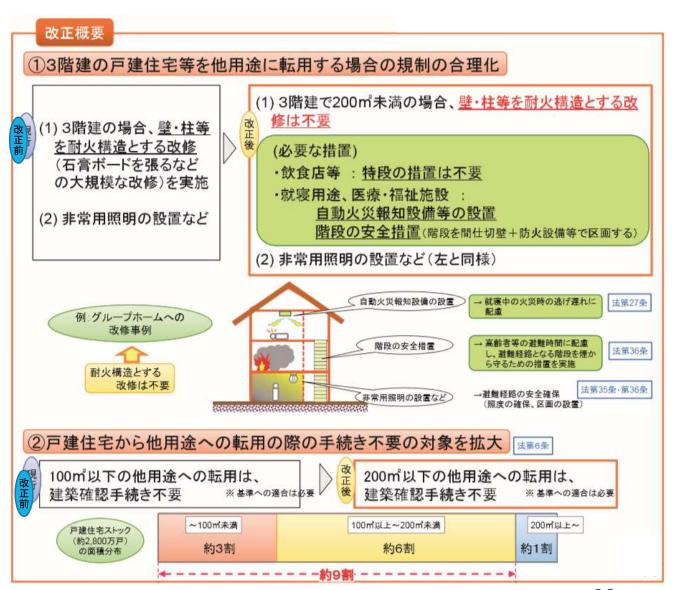
※3:屋外側の部分の仕上げを不燃材料とする。 ※4:裏側の部分の仕上げを不燃材料とする。

(3-4)法27条第1項

耐火建築物等としなければ ならない特殊建築物の対 象の合理化

- ◆法27条第1項の規定に適合しなければならない特殊建築物の対象から、階数が3以下で延べ面積が200㎡未満のものを除く
- ◆ただし3階を別表第一(い)欄 (二)項の用途で政令で定めるも のにあっては警報設備の設置が 必要

(令110条・110条4・110条の5・ 112条第11、12、14、18項・ 告示R1-198号) (テキストP27・49)



テキストP49

(1) 小規模建築物の主要構造部規制の合理化

【法第27条第1項第一号・第四号】

(耐火建築物等としなければならない特殊建築物)

第27条 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、その主要構造部を当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上まての避難を終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとし、かつ、その外壁の開口部であつて建築物の他の部分から当該開口部へ延焼するおそれがあるものとして政令で定めるものに、防火戸その他の政令で定める防火設備(その構造が遮炎性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。)を設けなければならない。

耐火構造・耐火性能検証が必要

一 別表第一(3)欄に掲げる階を同表(4)欄(-)項から(四項までに掲げる用途に供するもの (階数が3で延べ面積が200平方メートル未満のもの(同表(5)欄に掲げる階を同表(4)欄(二項に掲げる用途で政令で定めるものに供するものにあつては、政令で定める技術的基準に従つて警報設備を設けたも

のに限る。)を除く。)

令110条の5·告示R1-198号

耐火構造・耐火性能検証が必要

四 劇場、映画館又は演芸場の用途に供するもので、主階が1階にないもの(階数が3以下で延べ 面積が200平方メートル未満のものを除く。)

2 • 3 (略)

二•三 (略)

令110条の4

法27条第1項第1号

	法別表第一(い)欄の用途	(ろ)欄	除外規模	除外条件
(-)	劇場、映画館、演芸場、 観覧場、公会堂、集会場	3階以上の階	1444 144	なし
(=)	病院、有床診療所、ホテル、 旅館、下宿、共同住宅、 寄宿舎、児童福祉施設等	3階以上の階		警報設備設置 と竪穴区画 が必要
(三)	学校、体育館、博物館、 美術館、図書館、ボーリング場、 スキー場、スケート場、水泳場、 スポーツの練習場	3階以上の階	階数が3で 延べ面積が 200㎡未満 を除く	なし
(四)	百貨店、マーケット、展示場、 キャバレー、カフェー、 ナイトクラブバー、ダンスホール、 遊技場、公衆浴場、 待合、料理店、飲食店、 物品販売業を営む店舗	3階以上の階	で味く	なし

法27条第1項第4号

	除外規模	除外条件
劇場、映画館、演芸場の用途に供するで主階が1階にないもの	階数が3以下 で延べ面積が 200㎡未満 を除く	なし

令110条の4

- 法第27条第1項の規定に基づく建築物で、3階建・200㎡未満の建築物であって耐火構造としないものについては、建築物の利用状況に応じて、以下の対策が必要となる。
 - ① 就寝利用する建築物の場合は、警報設備の設置(自動火災報知設備・特定小規模施設用自動火災報知設備)
 - ② 就寝利用する建築物や自力避難困難者が利用する建築物の場合は、竪穴部分への間仕切壁・戸(竪穴区画)の設置

対象建築物	and day fight date	竪穴区画*		
	養報設備	パターン①	パターン②	
·病院 ·有床診療所 ·児童福祉施設等 (就寝利用)	・いずれの室で火災が発生した場合において も、有効かつ速やかに感知し、報知すること ができる構造方法及び設置位置	·間仕切壁 ·防火設備(20分)	・間仕切壁 ・防火設備(10分) ・スプリンクラー等の消火設備	
・ホテル・旅館・共同住宅・寄宿舎	・いずれの室で火災が発生した場合において も、有効かつ速やかに感知し、報知すること ができる構造方法及び設置位置	·間仕切壁 ·戸		
·児童福祉施設等 (通所利用)	(不要)	·間仕切壁 ·戸	- >	

※: 内装材料の種類、排煙設備やスプリンクラー設備の設置の有無や構造を考慮して大臣が定める部分については、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない竪穴部分として扱う。

見直しの考え方

- ○今般の法改正では、法第27条第1項第1号を改正し、特定特殊建築物のうち、階数3かつ延べ面積が200㎡未満の場合には、耐火建築物等としなくてよいこととしたところ。
- ○ただし、3階を法<u>別表第1(い)欄(二)項に掲げる用途で政令で定めるものに供するもの</u>については、逃げ遅れを防止する 観点から、警報設備を設けたものに限ることとしている。
- 〇ここで、法<u>別表第1(い)</u>欄(二)項に掲げる用途のうち、就寝利用する用途については、逃げ遅れが生じうることから、警報設備を要することとする必要がある。

見直し内容

法別表第1(い)欄(二)項に掲げる用途のうち、警報設備の設置を要する用途として政令で定めるものは、「病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎及び児童福祉施設等(入所する者の寝室があるものに限る。)」とする。

	用途	就寝利用	警報設備の要否
病院、診療所(患者	音の収容施設があるものに限る。)	0	0
ホテル、旅館		0	0
下宿、共同住宅、寄宿舎		0	0
児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設、保護施設、婦人保 護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、		0	0
児童福祉施設等	地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業の用に供する施設	×	×

同一の用途でも利用形態が様々であるため、<u>入所する者の寝室があるものに限る</u>こととする。

【例】

特別養護老人ホーム 就寝利用〇 警報設備〇 老人福祉施設 老人福祉センター 就寝利用× 警報設備× (通所のみに利用)

テキストP51

表8 児童福祉施設等に関する就寝利用の有無の別

	用途		就和
	助産施設		0
	乳児院		0
	母子生活支援施設		0
児童福祉施設	保育所		
	幼保連携型認定こども園		
	児童厚生施設		
	児童養護施設		C
	障害児入所施設		C
	児童発達支援センター		
	児童心理治療施設		C
	児童自立支援施設		C
	児童家庭支援センター		
助産所	入所施設を有しないもの)	
切性//	入所施設を有するもの		C
身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉センター	-	
/体障害者社会参加支援施設 (補装具製作施設・視聴覚障害者 情報提供施設を除く)	盲導犬訓練施設	下記以外	
	目等人训粿肥议	宿泊訓練を行うもの	С

		救護施設		0	
児童福祉施設等	保護施設	更生施設	更生施設		
	(医療保護施設を除く)	授産施設	授産施設		
		宿所提供施設	宿所提供施設		0
	婦人保護施設			0	
池 設		老人デイサービ	老人デイサービスセンター		
寺		Z//1/			0
		老人短期入所施設	没		0
	老人福祉施設	養護老人ホーム	養護老人ホーム		0
	七八田正旭政	特別養護老人ホー	特別養護老人ホーム		0
		軽費老人ホーム	軽費老人ホーム		0
			老人福祉センター		
		老人介護支援セン	老人介護支援センター		
	有料老人ホーム			0	
	母子保健施設	下記以外			
	THE PERSON NAMED OF THE PE	助産を行うもの	助産を行うもの		0
	障害者支援施設				0
	地域活動支援センター				
	福祉ホーム			0	
	障害福祉サービス事業に 供する施設 (右記の事業を行うもの に限る)	生活介護を行う事業 			
			生活訓練(下記以外)		
				(短期滯在加算)	0
		自立訓練を行う事業	生活訓練 接施設加拿	(精神障害者退院支 章)	0
			宿泊型自立	左訓練	0
		就労移行支援を行う事業	下記以外		
		かしカ1911又接で117事業	精神障害症	者退院支援施設加算	0
		就労継続支援を行う事業	技支援を行う事業		

見直しの考え方

- ○3階建てで延べ面積が200㎡未満の建築物のうち、就寝用途の建築物については、火災時に避難の遅れが生じないよう、 警報設備を設けたものに限って、耐火建築物等とすることを要しないこととしたところ。
- 〇なお警報設備については、消防法令において、一定の建築物(防火対象物)に設置することが義務付けられているところ。 今般、建築基準法においては延べ面積が200㎡未満の小規模な建築物を対象とするため、消防法令における設置義務があるとは限らないが(例えば共同住宅は500㎡以上に設置義務)、警報設備の基準は消防法令と整合をとる必要がある。

参考:消防法令上の警報設備の区分

警報設備の種類	根拠となる規定
自動火災報知設備	消防法施行令第7条第3項第1号
特定小規模施設用 自動火災報知設備	特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に 供する設備等に関する省令第2条第2号

見直し内容

- 警報設備の設置・構造に関する基準について、下記の項目に関する基準を定める。
 - ·警戒区域
 - ・感知器の設置箇所
 - ·非常電源
 - ・天井高等に応じた感知器の種別 など
- 具体的には、消防法令における自動火災報知設備に関する技術的基準(消防法施行令第21条)、特定小規模施設用自動 火災報知設備に関する技術的基準(特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備 等に関する省令)などを踏まえた内容。

令112条第11、12、14、18項 テキストP55

見直しの考え方

- 今般、法第27条第1項の改正により、3階建てで200㎡未満の建築物の一部については、耐火建築物等とすることを要しないこととなったため、改正前の令第112条第9項の規定による竪穴区画は求められないこととなる。
- 〇 しかし、これらの建築物であっても、法別表第一(い)欄(二)項に掲げる用途に供するものについては、利用方法(就寝用途:火災の覚知が困難)や在館者の特性(高齢者等:自力避難が困難)を踏まえ、階段室等の竪穴部分を火炎や煙から防護し、安全に避難できる措置を確保するために、引き続き竪穴部分を区画する必要がある。

見直し内容

- 法別表第一(い)欄(二)項に掲げる用途に供する建築物であって、3階建てで200㎡未満のものについては、間仕切壁又は戸(遮煙性能)で竪穴部分を区画しなければならないこととする。
- 上記の建築物のうち、3階を病院、診療所(患者の就寝施設があるものに限る。)又は児童福祉施設 等(入所する者の寝室があるものに限る。)の用途に供する建築物については、間仕切壁又は以下の 防火設備で竪穴部分を区画しなければならないこととする。
- ① スプリンクラー等の消火設備が設けられた建築物 : 防火設備(10分間遮炎性能・遮煙性能)※消火設備の作動により、10分間遮炎性能があれば、20分間の火災に耐えることが可能。
- ② 上記①以外の建築物 : 法第2条第9号の2口に規定する防火設備(20分間遮炎性能・遮煙性能)

2階で出火した場合の例 居室等 階段室

(防火設備)で区画

		求められる区画			
	3階の用途 (法別表第一(い)欄(二)項)	間仕切壁	戸(防火設備)		
			① スプリンクラー等の 消火設備が設けられた建築物	② 左記①以外の建築物	
頁	ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎	設置	戸(遮煙性能)		
	児童福祉施設等(下記以外[=通所用途])	設置	戸(遮煙性能)		
頁	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、児童福祉施設等(入所する者の寝室があるものに限る。)	設置	防火設備(10分間遮炎性能・遮煙性能)	防火設備(20分間遮炎性能・遮煙性能)	

令112条12項

令112条11項

(3-5)令112条

<u>今回の法改正により大幅に</u> 中身が変わりました

- ◆令112条1、3、4項 面積区画 (テキストP39)
- ◆令112条2項(旧129条の2の3) 60分準耐火構造(テキストP35)
- ◆令112条10項 竪穴区画 (テキストP42)
- ◆令112条11、12、14項 法27条 竪穴区画(テキストP53)
- ◆令112条13項 ____1の竪穴部分(テキストP56)
- ◆令112条5~9、15~20項

旧令112条4~8、10~15項

テキストP37

(6) 2 準耐火構造の位置付けの明確化に伴う見直し

【解説】

建築基準法の防火規制においては、「主要構造部が準耐火構造である建築物」を規制の対象としている規定が存在する。一方で、今回の見直しにより、準耐火構造そのものに含まれる構造を有する建築物が位置づけられたこと(下記のルール①・ルール②に相当)や、準耐火構造に該当するものとは限らないものの、同様に規制の対象とすべき建築物が新たに位置づけられたこと(下記のルール③・ルール④に相当)を踏まえた対応を行う必要がある。

- ルール① 従来は時間について定めのなかった特定避難時間について、その下限値が45分とされたことで、法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(避難時対策建築物)の主要構造部の構造が準耐火構造に包含されるものとして再整理されたこと
- ルール② 通常火災終了時間の下限値が45分であることから、法第21条第1項の規定に適合する 木造建築物(火災時対策建築物)の主要構造部の構造が準耐火構造に包含されるものと して位置付けられたこと
- ルール③ 防火地域又は準防火地域において耐火建築物とすべきとされた建築物について、これ と同等以上に延焼防止の性能を有する建築物(延焼防止建築物)が位置付けられたこと
- ルール④ 防火地域又は準防火地域において準耐火建築物とすべきとされた建築物について、これと同等以上に延焼防止の性能を有する建築物(準延焼防止建築物)が位置付けられた こと

◆令112条1、3、4項 面積区画 (テキストP39~)

表5 建築物の種別に応じた面積区画の区画面積

主要構造部	建築物の種別	改正前	改正後	区画面積
耐火構造	耐火建築物	任意か強制かによらない	任意か強制かによらない	1, 500 m²
		任意	任意	1, 500 m ²
	一時間準耐火基準に適合す	強制(法第21条第1項ただし書、第27条第3項、第67	強制(法第21条第1項ただし書、第27条第3項、第67	1, 000 m²
	る準耐火建築物	条の3第1項)	条第1項)	1,000m
		強制(第62条第1項)	強制 (第61条 【準防火地域の場合に限る】)	1, 000 m ³
		任意	任意	1, 500 m²
	準耐火建築物 ^{※1}	強制(第27条第3項、第67条の3第1項)	強制(第27条第3項、第67条第1項)	500 m²
		強制(第62条第1項)	強制 (第61条【準防火地域の場合に限る】)	500 m³
準耐火構造	避難時対策建築物	任意	任意	1, 500 m³
	(1時間以上)	強制	強制	1, 000 m ²
	避難時対策建築物	任意	任意	1, 500 m²
	(1時間未満)	強制	強制	500 m²
	火災時対策建築物		任意	1, 500 m³
	(1時間以上)	I	強制	1, 000 m ³
	火災時対策建築物	_	任意	1, 500 m²
11	(1時間未満)		強制	500 m²
	外壁耐火構造型の準耐火建	任意	任意	1, 500 m ²
	築物	強制(第27条第3項、第67条の3第1項)	強制(第27条第3項、第67条第1項)	500 m²
	(令第109条の3第一号)	強制(第62条第1項)	強制 (第61条【準防火地域の場合に限る】)	500 m ^a
	柱・はり不燃構造型の準耐	任意	任意	1, 500 m²
準耐火構造	火建築物	強制(第27条第3項、第67条の3第1項)	強制(第27条第3項、第67条第1項)	1, 000 m ³
以外の構造	(令第109条の3第二号)	強制(第62条第1項)	強制 (第61条【準防火地域の場合に限る】)	1, 000 m ^a
	延焼防止建築物	_	任意	1, 500 m ³
			強制(法第61条)	1, 500 m³
	準延焼防止建築物* ²	_	任意	1, 500 m²
	平 起就例正建聚物	_	強制 (法第61条【準防火地域の場合に限る】)	500 m²

^{※1:}一時間準耐火基準に適合する準耐火建築物を除く。 ※2:延焼防止建築物を除く。

◆令112条2項(旧129条の2の3) 60分準耐火構造(テキストP35)

1時間準耐火基準は 旧令129条の2の3第1項第1号口 において定義されていた。

旧法21条ただし書きの規定に基づく建築物のみであるが、今回の改正による当該規定の削除に伴い、同ただし書きの規定によって技術的基準を定めている旧令129条の2の3の廃止される



令112条第2項(新設)

改正後においても面積区画や異種用途区画として1時間準耐火基準を求めている規定があり、技術的基準が必要となるkとから、旧令129条の2の3第1項第1号ロ において規定していた内容をそのまま令112条第2項として規定した。

◆令112条10項 竪穴区画 (テキストP42)

(防火区画)

第112条

- 10 主要構造部を準耐火構造とした建築物又は第136条の2第一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準 に適合する建築物であつて、地階又は3階以上の階に居室を有するものの竪穴部分(長屋又は共同住宅の住戸でその階数が2以上であるもの、吹抜きとなつている部分、階段の部分 (当該部分からのみ人が出入りすることのできる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。)、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分をいう。以下この条において同じ。) については、当該竪穴部分以外の部分(直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。)と準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第九号の二口に規定する防火設備で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する竪穴部分については、この限りでない。
 - 一 避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜きとなつている部分、階段の部分その他これらに類する部分でその壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造つたもの
 - 二 階数が3以下で延べ面積が200平方メートル以内の一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅 の住戸のうちその階数が3以下で、かつ、床面積の合計が200平方メートル以内であるものにお ける吹抜きとなつている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分その他これらに類する部分

(新設)

報知することができるよう、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる「有効かつ速やかに、当該火災の発生を感知し、当該連議物の各階に、当該建議物のいずれの室(火災の発生のおそれの少ないものとして、当該建議物のいずれの室(火災の発生のおそれの少ないものとして、当該建議物のいずれの室(火災の発生のおそれの少ないものとして、当該建議物のは消じ、当該建議をは、当該を開いる。 いることとする。 ないることとする。

第百十二条 オるもので自動スプリンクラー るもので自動式のものを設けた部分の床面積の二分の一に相当するプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類 くはロの 主要構造部を耐火構造とした建築物、法第二条第九号の三 は第二号ロに掲げる基準に適合する建築物で、延べ面積(ロのいずれかに該当する建築物又は第百三十六条の二第一

項において同じ。)で一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床具降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。)をいう。第十三年降機の乗降の部分等(階段室の部分又は昇降機の昇降路の部分(当該

国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認らり及び屋根の軒裏の構造が、次に掲げる基準に適合するものとして前項の「一時間準耐火基準」とは、主要構造部である壁、柱、床、若しくは壁又は特定防火設備で区画されたもの

いものであること。 時間構造耐力上支障のある変形、溶融、 による火熱が加えられた場合に、次の表に掲げる建築物の部分に 加熱開始後それぞれ同表に定める 破壊その他の損傷を生じな 当該部分に通常の

一番間	せら
一時間	床
一時間	柱
一時間	外壁(耐力壁に限る。)
一時間	間仕切壁(耐力壁に限る。)

火上有効に遮られていた。) リード 限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること合に、加熱開始後一時間当該加熱面以外の面(屋内に面するものにる。)にあつては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場外上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限

適合する建築物(通常火災終了時間が一時間以上であるものを除く法第二十一条第一項の規定により第百九条の五第一号に掲げる基準法第二十一条第一項の規定により第百九条の五第一号に掲げる基準原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。 という にあつては、これに屋内において発生する通常の火災にを除く。)にあつては、これに屋内において発生する通常の火災にを除く。)にあつては、これに屋内において発生する通常の火災にが開かる。

31 天井裏に達せしめなければならない。火構造とし、次の各号のいずれかに該当すいものとして匿ゴるオントーーー する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備でと返し、かつ、防、床面積の合計五百平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合するものについては、第一項の規定にかかわらず百平方メートルを超えるものについては、第一項の規定にかかわらず連耐火基準に適合するものを除く。)とした建築物で、延べ面積が五準耐火基準に適合するものを除く。)とした建築物で、延べ面積が五準耐火基準が成場を開発します。 適合するものを除く。)とした建築物又は法第六十七条第一項の規定のに限り、第百九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準にものを除く。)とした建築物、法第六十一条の規定により第百三十六ものを除く。)とした建築物、法第六十一条の規定により第百三十六ものを除く。)とした建築物、法第六十一条の規定により第百三十六十二条の規定では、第一三で、)に適合する 耐火建築物(第百九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準るものを除く。)とした建築物、法第二十七条第三項の規定により準に掲げる基準に適合する特殊建築物(特定避難時間が一時間以上であ。)とした建築物、法第二十七条第一項の規定により第百十条第一号 る部分を除き、

の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間当該加熱面以外定防火設備(第百九条に規定する防火設備であつて、これに通常の火定防火設備(第百九条に規定する強耐火構造の味若しくは壁又は特同身口の規定による認定を受けたものであることに係る部分に限る。 及び屋根の軒裏の構造が同号ロに規定する構造方法を用いるもの又は三第一項第一号ロに掲げる基準(主要構造部である壁、柱、床、はりの二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。)千の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。)千般備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積設備との他、床面積の合計(スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火のは、床面積の合計(スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火のは、床面積の合計(スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火 でない - る遠義物の部分でその用途上やむを得ない場合においては、この限り)で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当す用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。

めの乗降ロビーの部分を含む。)で一時間進耐火基準に適合する連二 階段室の部分又は昇降機の昇降路の部分(当該昇降機の乗降のた 耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたもの

(新設)

特定避難時間が一時間以上であるものを除く。)とした連案物又は同特定避難時間が一時間以上であるものを除く。)とした連案物又は同年方メートルと超えるものについては、前項の規定にかかわらず、床面積の合計五百平方メートル以内ごとに連ずるものを除く。)で、延べ面積が五百平方メートル以下の階又は床面積二百平方メートル以内ごとに連耐下水連での時代は、前項の規定にかかわらず、床面積の合計五百平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合するものを除く。)で、延べ面積が五百平方メートル以下の階又は床面積二百平方メートル以内ごとに連耐下車が大井道で、大井道にを合する時が構造の床若しくは法第二条第二段の参談で、近べ面積が五百平方メートル以内ごとに連耐で表達の他これらに類するもので自動式のものを除く。)を連耐火基準に適合するれている部分で、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを除く。)を連耐火構造とし、次の各号のいずれかに該当する部分を除き、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。 2 法第二十七条第一項の規定により特定避難時間倒振等防止建築物

ならな 合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければらず、床面積の合計千平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適億が千平方メートルを超えるものについては、第一項の規定にかかわ一時間準耐火基準に適合するものに限る。)とした建築物で、延べ面 るものに限る。)とした連猟物、法第二十七条第三項の規定により簿。)とした連猟物(特定避難時間が一時間以上であい、とした建築物、法第二十七条第一項の規定により第百十条第一号に適合する建築物(通常火災終了時間が一時間以上であるものに限るに適合する建築物(通常火災終了時間が一時間以上であるものに限るに適合する建築)(東京)、第三十一条第一項の規定により第百九条の五第一号に掲げる基準 基準に適合するものに限る。)とした建築物又は法第六十七条第一項内にあり、かつ、第百九条の三第二号に掲げる基準又は一時間連耐火第百三十六条の二第二号に定める基準に適合する建築物(維防火地域に適合するものに限る。)とした建築物、法第六十一条の規定によりに適合するものに限る。)とした建築物、法第六十一条の規定により間が大建築物(第百九条の三第二号)に対しては、中間電池を開いる基準では一時間が大造準 の規定により進耐火建築物等(第百九条の三第二号に掲げる基準又は

)及び壁の室内に面する部分の仕上げを増不燃材料でしたものについ天井(天井のない場合においては、屋根。以下この条において同じ。 前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分で、 適用

略

す の規定にかかわらず、 第六項の建築物の部分で、れば足りる。 床面積の合計二百平方メ-当該部分の壁及び天井の室内に面する部 ル以内ごとに区画

住宅の住戸で、耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備(第六項の髪の用に供する部分又は床面積の合計が二百平方メートル以内の共同該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。)、廊下その他避該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。)、廊下その他避ち入り上の規定は、階段室の部分若しくは昇降機の昇降路の部分(当方メートル以内ごとに区画すれば足りる。 区画する場合を除き、同項の規定にかかわらず、床面積の合計五百平は、特定防火設備以外の法第二条第九号の二口に規定する防火設備で 分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造つたもの

(4) できたし、次の各号のいずれかに該当する竪穴部分については、このでだし、次の各号のいずれかに該当する竪穴部分については、このでだし、次項及び第十二項において同じ。)と準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二口に規定する助火設備で区画しなければならないに対いて同じ。)については、当該竪穴部分以外の部分、自接所分の他これらに類するものを合む。)、具降機の昇降略の部分、階段の部分(当該部分からのみ人が出入りすることのできる便所、公衆電の部分(当該部分からのみ人が出入りすることのできる便所、公衆電の部分(当該部分からのみ人が出入りすることをつできる便所、公衆電の部分(当該部分からのみ人が出入りました。場所である。以下この条がクトスペースの部分その他これらに類するものを合む。)、具屋双は共同住宅のは戸でその降に居室を有するものを含む。)、具屋状の一第一号の一次を除り、一次の一部の一部では、当該野大部分を除く。「はおいて同じ。」と連前火積造の床若しくは壁又は、決項及び第十二項において同じ。)と連前火積造の床若しくは壁又は、法第二条第九号の二口に規定する防火設備で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する竪穴部分に対する野大部分を除く。

11 三階を病院、 一・二 (略) 部分については、当該堅大部分以外りおうに引と引きた。) の竪大平方メートル未満のもの(第十項に規定する建築物を除く。)の竪大祉施設等を除く。)に供する建築物のうち階数が三で延べ面積が二百、一三階を法別表第一回欄口項に掲げる用途(病院、診療所又は児童福、三階を法別表第一回欄口項に掲げる用途(病院、診療所又は児童福 。)の堅大部分については、当該堅大部分以外の部分と間仕切壁又は、「面積が二百平方メートル未満のもの(前項に規定する建築物を除くいて同じ。)又は児童福祉施設等(入所する者築物のうち階数が三で延いて同じ。)又は児童福祉施設等(入所する者の寝室があるものに限い、三階を病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。次項にお であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開該防火設備に代えて、十分間防火設備(第百九条に規定する防火設備備その他これに類するものを設けた建築物の堅大部分については、当。ただし、居室、倉庫その他これらに類する部分にスプリンクラー設法第二条第九号の二口に規定する防火設備で区画しなければならない 通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣始後十分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものと 障子その他これらに類するものを除く。 の又は国土交通大臣の認定を受け で区画しなければならな

1・11・12・11
11・11・11-12・11-12・11-12・11
11・11-12・12・12・12・12・12・12・12・12・ (いずれも第一項第一号に

一 大部分と 当該

| 当該堅穴部分と当該他の竪穴部分とが用途上区画することができないものであること。

第十一項及び第十二項の規定は ある高さまで煙又はガスの降下が生じな 災が発生した場合に避難上支障

において同じ。)及び壁の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料で天井(天井のない場合においては、屋根。第六項、第七項及び第九項、前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分で、 したものについては、適用し 略

4

--

6 5 7 積の合計二百平方メー する防火設備で区画する場合を除き、前項の規定にかかわらず、床面料で造つたものは、特定防火設備以外の法第二条第九号の二口に規定いて同じ。)の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料でし、)及び天井の室内に面ートル以下の部分を除く。次項において同じ。)及び天井の室内に面 前項の建築物の部分で、 ル以内ごとに区画すれば足りる。 当該部分の壁(床面からの高さが

区画する場合を除き、同項の規定にかかわらず、床面積の合計五百平は、特定防火酸傭以外の法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造つたもの分の仕上げを不燃材料で造ったもの分の性上げを不燃材料で造ったもの分の壁及び天井の室内に面する節

方メートル以内ごとに区画すれば足りる。 お野棒機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。)、廊下その他上れらに類する部分(当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。)、廊下その他通常の情報であれたものについては、適用しない。 建築物であつて、地階又は三階以上の階に居室を有するものの住戸の規定により区画すべき建築物にあつては、法第二条第九号の二口に規定する部分(住戸の階数が二以上であるものについては、適用しない。 建築物であつて、地階又は三階以上の階に居室を有するものの仕戸の が月降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。)、廊下その他避 をする防火設備)で区画されたものについては、適用しない。 は定なのに方でとした建築物であるもののよりが出入りすることのできる公衆便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。)、中下その他避 をの他これらに類する部分(当該部分からのみ人が出入りすることのできる公衆便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。)、 では、当該部分(直接外気に開放されている廊下、バルコニーそのする建築物の部分でその壁(東面からの高さが一・二メートル以下のの用途上区画する部分を除く。以下この項において同じ。)の仕上げを連れらに類する部分を除く。以下この項において同じ。)の仕上げを連れらに類する部分を除く。以下この項において同じ。)の仕上げを連れらに類する部分(直り線、窓台その他この用途上とができない場合にあつては、当該部分が表している廊下、バルコニーそのの用途上と関する部分(直り線、窓台その他の部分(直接外気に開放されている廊下、バルコニーそのの用途上といる。
 では、当該部分が第一項ただし書に規定する用途に供いては、当該部分(直接外気に開放されている廊下、バルコニーそのの用途上では、当該部分(またの)とその他の部分(直接外気に開放されている廊下、バルコニーそのの目が表面する。 法第二条第九号の二口に規定する防火設備で区画しなければならない他これらに類する部分を除く。) とを準耐火構造の床若しくは壁又は)とその他の部分(直接外気に開放されている廊下、バルコニーその この限りでない う良)でない。ただし、次の各号のいずれかに該当す

(新設)

(新設)

では、適用しない。
・
大記及び構造を考慮して国土交通大臣が定めるものの竪穴部分につい状況及び構造を考慮して国土交通大臣が定めるものの竪穴部分につい井の仕上げに用いる材料の種類並びに消火設備及び排煙設備の設置の井の仕上げに用いる材料の種類並びに消火設備及び排煙設備の設置の

要な間仕切壁を除く。)若しくは特定防火設備、第六項準に適合する準耐火構造の床若しくは壁(第三項に規定 第一項若しくは第三項から第五項までの規定による一時間準耐火基 この限りでない。 る防火上主

による区画に用いる戸は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当だし書の規定による区画に用いる十分間防火設備及び第十二項の規定とる区画に用いる法第二条第九号の二日に規定する防火設備、同項た る特定防火設備 |設備,第六項、第九項、第十項又は第十一項本文の規定に第三項、第四項、第九項又は前項の規定による区画に用い

土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定二口に規定する防火設備 次に掲げる要件を満たすものとして、国定防火設備又は第六項の規定による区画に用いる法第二条第九号の市 第一項本文、第三項若しくは第四項の規定による区画に用いる特該各号に定める構造のものとしなければならない。

略

書の規定による区画に用いる十分間防火設備又は第十二項の規定に画に用いる法第二条第九号の二ロに規定する防火設備、同項ただし定防火設備、第九項、第十項若しくは第十一項本文の規定による区定防火設備、第九項若しくは前項の規定による区画に用いる特 通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受よる区画に用いる戸 | 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交 もの

.

ばならない 造の は壁、第十項本文若しくは第十五項本文の規定による準耐火構造の床若しくは壁、第六項若しくは第九項の規定による耐火構造の床若しくは第十七項の規定による耐火構造の床若しくは第十七項の規定による一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床 火構造の防火区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めなけれ 給水管、配電管その他の管が第一項、 防火区画」という。)を貫通する場合においては、当該管と準耐袖壁その他これらに類するもの(以下この条において「準耐火構 は壁又は同項ただし書の場合における同項ただし書のひさし 第三項から第五項まで若しく

もの又は国土交通大臣の認定を受けたものを国土交通大臣が定める方もの又は国土交通大臣の認定を受けたる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる場合にあつては、同号口に規定する防火設備)であつて、次に掲げ規定する防火設備によつて区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通す又はこれに近接する部分に、特定防火設備(法第二条第九号の二ロに又はこれに近接する部分に、特定防火設備(法第二条第九号の二ロに 法により設けなければならない。 く。)においては、当該風道の準耐火構造の防火区画を貫通する部分る場合(国土交通大臣が防火上支障がないと認めて指定する場合を除 暖房又は冷房の設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通す

百十三条 防火壁及び防火床は、次に定める構造としなければならな(木造等の建築物の防火壁及び防火床)

では、 が、構造の味若しくは整(第二項に規定する防火上主要な関化切撃を 所火構造の味若しくは法第二条第九号の二口に規定する防火設備に接する外壁については、当該外壁のうちこれ の規定による準耐火構造の味若しくは建若しくは法第二条第九号の二 ロに規定する防火設備に接する外壁については、当該外壁のうちこれ ちに接する部分を含み幅九十センチメートル以上の部分を準耐火構造 をはまする外壁については、当該外壁のうちこれ は、第五項の規定による耐火構造の味若 としなければならない。ただし、外壁面から五十センチメートル以上 としなければならない。ただし、外壁面から五十センチメートル以上 としなければならない。ただし、外壁面から五十センチメートル以上 としなければならない。ただし、外壁面から五十センチメートル以上 10 防火上有効に遮られている場合においては、 突出した進耐火構造のひさし、床、袖壁その他これらに類するもので 第一項から第四項までの規定による一時間維耐火基準に適合する準 この限りでな

か。分に応じ、 る法第二条第九号の二日に規定する防火設備は、次の各号に掲げる、特定防火設備及び第五項、第八項又は第九項の規定による区画に用い。 第一項から第五項まで、第八項又は前項の規定による区画に用い それぞれ当談各号に定める構造のものとしなければならな紫第九号の二日に規定する防火設備は、次の各号に掲げる区販備及び第五項、第八項又は第九項の規定による区画に用いる第五項まで、第八項又は前項の規定による区画に用いる

(略

土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定二口に規定する防火設備 | 次に掲げる要件を満たすものとして、国定防火設備又は第五項の規定による区画に用いる法第二条第九号の を受けたもの 第一項本文、 略 第二項若上 くは第三項の規定による区画に用いる特

を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの 第一項第二号、 第四項、第八項若しくは前項の規定による区画に

又は国土交通大臣の認定を受けたもの

構造の防火区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければ、の防火区画」という。)を貫通する場合においては、当該管と準耐火の防火区画」という。)を貫通する場合においては、当該管と準耐火構造の他これらに類するもの(以下この項及び次項において「準耐火構造の他これらに類するもの(以下この項及び次項において「準耐火構造を、第五項若しくは第八項本文の規定による弾耐火構造の床若しくは壁、第五項若しくは第八項の規定による一株構造の床若しくは壁、第五項若しくは第八項の規定による一株構造の床若しくは壁、第五項規定による一株構造の床若しくは壁、第五項規定による一株構造の床若しくは ならな 給水管、配電管その他の管が第一項から第四項まで若 は第十二

造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを国土交通つて、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構る場合にあつては、法第二条第九号の二口に規定する防火設備)である場合にあつては、法第二条第九号の二口に規定する防火設備)であ 大臣が定める方法により設けなければならない。 規定する防火設備によつて区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通す 換気、 暖房又は冷房の設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通す

自十三条 防火壁は、次に京(木造等の建築物の防火壁)

第百十三条 次に定める構造としなければならない。

| 木造の建築物においては、無筋コンクリート造| | 耐火構造とし、かつ、自立する構造とすること。

ト造又は組積造としな

建築確認申請書4面の様式が変更になりました

	【5. 主要構造部】	
	□耐火構造	
	□ 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合す	る構造 (耐火性能検証法)
	□ 準耐火構造 (準耐火時間: 分)	
	□ 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロ-1)	
	□ 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2)	
	【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】	
	□ 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造 (火災時效	対策準耐火構造·告示R1-193号 P12参照)
	□ 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物 (延焼防L)	上上有効な空地・令109条の6 P10参照)
	□ 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造 (避難時文	対策建築物・法27条第1項・告示H27-255号)
	【7. 防火地域又は準防火地域における対策の状況】	
		・令136条の2第1号ロ・同条第2号ロ)
_		

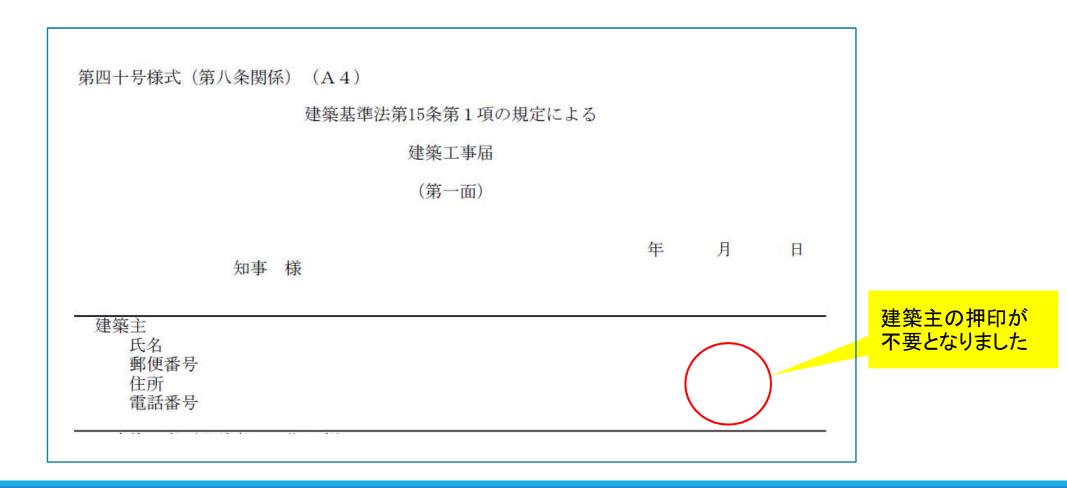
- 6) 5欄は、「耐火構造」、「建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー1)」(建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。)又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー2)」(同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。)のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。なお、「準耐火構造」に該当する場合においては、準耐火時間(主要構造部に要求される時間をいう。)を併せて記入してください。
- 7) 6欄は、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合においては、5欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。
- 8) 7欄は、「延焼防止建築物」(建築基準法施行令第136条の2第1号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。)、「準延焼防止建築物」(同条第2号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。)又は「その他」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

令第二十三条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段 の構造方法を定める件(告示R1-202号 令和1年6月24日施行)

ものであること。やすい方法で、十分に注意して昇降を行う必要がある旨を表示

「「「」」」」」。」のを除く。)にあっては、当該階段又はその近くに、見げる階段の種別に該当する階段でそれぞれ当該各項に定める寸法に関い第一号の表側の項に掲げる階段の種別に該当する階段で同項に定二・三 (略) 築物におけるもの べ面積が二百平方階数が二以下で延 上、その他のものにあっては六十センチメートル以上とすることが百二十一条の規定による直通階段にあっては九十センチメートル以 該当するときは、 定める寸法 の表の各項に掲げる階段の種別の区分に応じ、それぞれ当該各項に階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法が、次 項の表 項の表の個に掲げ 令第二十三条第一 るもの るもの るもの 項の表の口に掲げ 令第二 令第二十三条第一 であること。ただし、 一条第 に掲げ 当該二以上の項に定める寸法のうちいずれかの寸 表の各項のうち二以上の項に掲げる階段 階段及びその 七五以上 七五以上 位センス 四〇以上 四〇以上 センチメ 屋外階段の幅は、 蹴上げの チメ 二三以下 二〇以下 (単位 八以下 一寸法 令第百二十条又は令第 セン 単 踏 位 面 二六以上 一四以上 五以上 九以上 0 寸法 セ の種別

建築工事届(第1面)の建築主の押印が不要となりました。



平成30年改正 建築基準法・同施行令等の解説(第二部)

令和1年7月23日

株式会社 愛媛建築住宅センター

■ 3か月以内施行(平成30年9月25日施行)

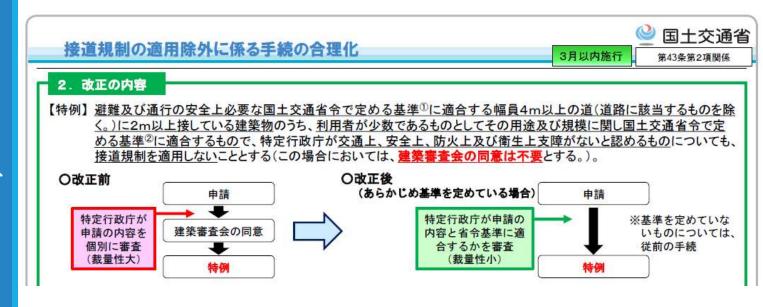
(2)接道規制の適用除外に係る手続の合理化(法43条2項) ··············P40
(3)接道規制を条例で付加できる建築物の対象の拡大(法43条3項) ······P41
(4)容積率規制の合理化(老人ホーム等の共用の廊下等 法52条) ······P42
(5)日影規制の適用除外に係る手続の合理化(法56条の2) ······
(6)仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の特例(法85条) ··························
ᄼᆿᆞᄼᄼᄱᇎᄑᇫᆉᅮᄼᅲᇌᆙᅠᅩᅩᇌᄜᇷᄭᅩᅌᄹᅕᄱᄳᇫᅬᄼᆇᆔᆝᆛᄀᆛᅩ
(7)その他所要の改正(宅配ボックス設置部分を容積率規制の対象外とする改正) ·····P46
(7)その他所要の改正(宅配ホックス設置部分を容積率規制の対象外とする改正) ····P46 ■ 1年以内施行(令和1年6月25日施行)
■ 1年以内施行(令和1年6月25日施行)
■ 1年以内施行(令和1年6月25日施行) (4)長屋又は共同住宅の各戸の界壁に関する規制の合理化(法30条、令114条1項)・・・・・P47
■ 1年以内施行(令和1年6月25日施行) (4)長屋又は共同住宅の各戸の界壁に関する規制の合理化(法30条、令114条1項)・・・・P47 (5)用途規制の適用除外に係る手続きの合理化(法48条)・・・・・・・・・・P49

(2)法43条第2項第1号

接道規制に係る特例許可 手続の簡素化

一定の基準を満たすものについては、 手続を合理化し、認定の対象とする こととした。

(法43条2項、令148条2項1号、2号・規則9条、10条の3、10条の4の2、12条) (テキストP85~89)



建築基準法施行規則10条の3より道の基準、建物の用途規模

農道その他これに類する公共の用に供する道であること。 令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道であること。

建築物の用途及び規模に関する基準は、延べ面積(同一敷地内に 2以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計)が 200㎡以内の一戸建ての住宅

(3)法43条第3項

接道規制を条例で付加でき る建築物の対象の拡大

第5号の内容を追加

(法43条第3項) (テキストP89~90)

接道規制を条例で付加できる建築物の対象の拡大①

🥌 国土交通省

3月以内施行

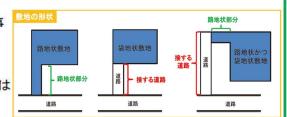
第43条第3項関係

〇火災時等に避難が困難な「その敷地が袋路状道路にのみ接する一定規模以上の長屋等の建築物(一戸建ての住宅を除 く。)」について、地方公共団体が条例で接道規制を強化できる制度の拡充を行う。(重層長屋への対応)

2. 改正の内容

近年、袋路状道路の奥地に在館者密度の大きな建築物が建築される事 例が問題となっており、避難の際に多数の者が接道部分に集中する等、 避難に支障が生じるおそれが生じている。

このような建築物(※)のうち、延べ面積が150㎡超のものについては 地方公共団体が条例で接道規制を強化できるよう制度の拡充を行う。 ※一戸建ての住宅については、在館者密度が小さいため対象から除く。



法43条第3項

地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する建築物について、その用途、規模 又は位置の特殊性により、第1項の規定によつては避難又は通行の安全の目的を十 分に達成することが困難であると認めるときは、条例で、その敷地が接しなければなら ない道路の幅員、その敷地が道路に接する部分の長さその他その敷地又は建築物と 道路との関係に関して必要な制限を付加することができる。

第5号

その敷地が袋路状道路(その一端のみが他の道路に接続したものをいう。)にのみ接 する建築物で、延べ面積が150平方メートルを超えるもの(一戸建ての住宅を除く。)

(4)法52条第3項、第6項

容積率の合理化(老人ホーム等の共用の廊下等)

容積率算定基礎となる延べ面積から

第3項 地階部分 1/3まで算入しない 第6項 共用の廊下部分 全て算入しない

老人ホーム等

「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について(技術的助言)」(平成27年5月27日付け国住指第558 号、国住街第40号)

共同住宅の共用の廊下等

「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について(技術的助言)」(平成27年5月27日付け国住指第558号、国住街第40号)

(法52条第3項、6項) (テキストP90~91)

容積率規制の合理化①

坐 国土交通省

3月以内施行

内施行 第52条第6項関係

〇共同住宅から老人ホーム等への用途変更をしやすくし、既存ストックの利活用の促進を図るため、老人ホーム等の入 所系福祉施設における共用の廊下・階段について、共同住宅と同様に、容積率の算定基礎となる床面積から除外する。

1. 現行制度

建築基準法第52条第6項では、<u>公共施設への負荷を増大させるおそれがない</u>ことから、以下について、<u>容積率の算定</u> 基礎となる床面積から除外することとされている。

①エレベーターの昇降路の部分

緩和の理由:各階において同時に利用されず、<u>利用者が階から階へ移動するため</u>に用いられるため。

②共同住宅の共用の廊下・階段の用に供する部分

緩和の理由:居住者がエントランスから住戸に通行するために用いられるため。

容積率規制・・・建築物の規模が大きくなると道路、公園、下水道等の公共施設への負荷が増大するという考え方のもと、 公共施設に与える負荷をコントロールする目的で設けられた規制

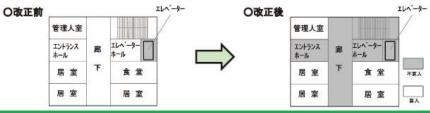
(参考) 住宅又は老人ホーム等の地下室については、公共施設への負荷を増大させるおそれがないことから、住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の 床面積の合計 1 / 3 を限度として容積率の算定基礎となる床面積から除外することとされている(建築基準法第52条第3項)。

2. 改正の内容(追加する部分)

③老人ホーム等の共用の廊下・階段の用に供する部分

緩和の理由:老人ホーム等の共用の廊下・階段の用に供する部分は、日常的な生活の場として使われず、 滞在者が各居室等間で通行するために用いられるため。

【老人ホーム等の共用の廊下・階段における容積率緩和のイメージ】



老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものを「老人ホーム 等」という

「建築基準法の一部を 改正する法律等の施 行について(技術的助 言)」(平成27年5月2 7日付け国住指第558 号、国住街第40号)

容積率規制の合理化②

容積率特例を受ける老人ホーム等の範囲

第52条第6項関係

回土交通省

3月以内施行

- 廊下・階段等を容積率規制の特例の対象とする老人ホーム等の範囲については、従来から設けられている地下室の容積率規制の特例の対象と同様であり、下記の通り。
- ※ 介護老人保健施設、療養病床など、建築基準法上病院・診療所と取り扱うものは対象としない。

【容積率特例の対象とする施設】

※平成5年の別表第2改正時に整理したルールで運用

法律の条文	該当施設	関係法
老人ホームその他こ れらに類するもの	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、グループホーム(認知症対応型共同生活介護事業を行う住居)、有料老人ホーム	老人福祉法
福祉ホームその他これらに類するもの	福祉ホーム、グループホーム(共同生活援助事業を行う住居)、ケアホーム(共同生活介護事業を行う住居)、障害者支援施設	障害者総合支援法
	母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、 児童自立支援施設、乳児院、自立援助ホーム(児童 自立生活援助事業を行う住居)、ファミリーホーム(児 童自立生活援助事業を行う住居)	児童福祉法
	婦人保護施設、救護施設、更正施設、宿泊提供施設	売春防止法 生活保護法

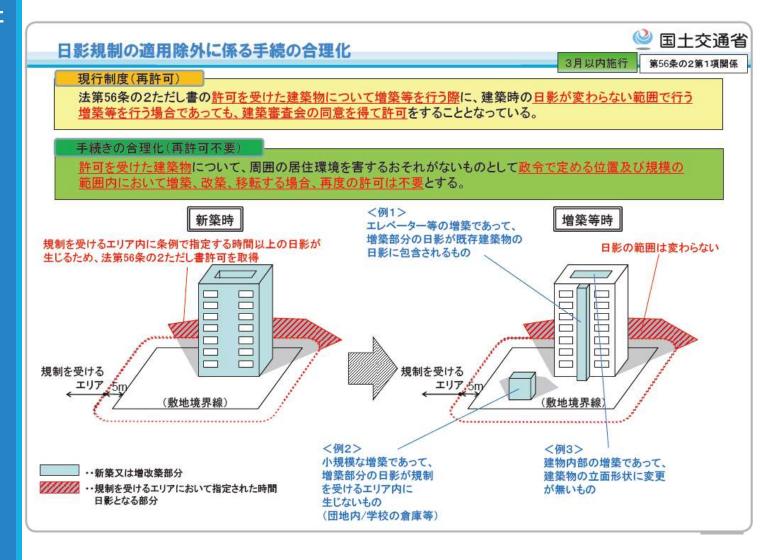
(5)法56条の2第1項ただし書

<u>日影規制の適用除外に係</u> る手続の合理化

法56条の2第1項抜粋

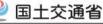
ただし、特定行政庁が土地の状況 等により周囲の居住環境を害する おそれがないと認めて建築審査会 の同意を得て許可した場合又は<u>当</u> 該許可を受けた建築物を周囲の居 住環境を害するおそれがないものと して政令で定める位置及び規模の 範囲内において増築し、改築し、若 しくは移転する場合においては、こ の限りでない

(法56条の2第1項、令135条の 12第1項、2項) (テキストP100~102)



(6)法85条第6項、第7項

<u>仮設興行場等の仮設建築</u> 物の設置期間の特例 仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の特例



3月以内施行

一部新設 (第85条第6項·第7項)

現行規定

第85条第5項

仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗 その他これらに類する仮設建築物

1年が存続期間の上限

※建築物の施工期間中の仮設店舗等は、特定行政庁が施工上必要と認める期間

- ・ <u>制定時(昭和25年)</u>において、仮設建築物で開催する興行、博覧会、店舗営業等は、**実例に照らし、6か月以内** の短期間に限り行われるものと想定されていた。
- ・ 昭和45年改正で、実例に照らし、上限を1年に延長。

(参考)第85条第1項-第2項

①次のいずれかに該当する応急仮設建築物(第1項)

- 国、地方公共団体、日赤が災害救助のために建築
- ・ 被災者が自ら使用するために建築(延べ面積30㎡以内)
- ②公益上必要な用途に供する応急仮設建築物(第2項)

3か月+2年=2年3か月が存続期間の上限

- 通常の災害では、2年3か月以内に恒久的な建築物が整備され、移行可能となるため。
- ※著しく異常かつ激甚な非常災害では、恒久的な建築物の整備に更なる期間を要 しうるため、住宅について、特定非常災害法で特例を規定。
- ※東日本大震災では、これに加えて、地域住民の生活に必要な応急仮設建築物 (住宅を除く。)について、東日本大震災復興特別区域法で特例を規定。

改正内容

国際的規模の競技会等の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の仮設建築物は、特定行政庁が、建築審査会の同意を得て認めた場合には、1年を超えることができるようにする。

※例えば、東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、プレ大会に備え、開催の約2~3年前から仮設観客施設等を設ける必要。

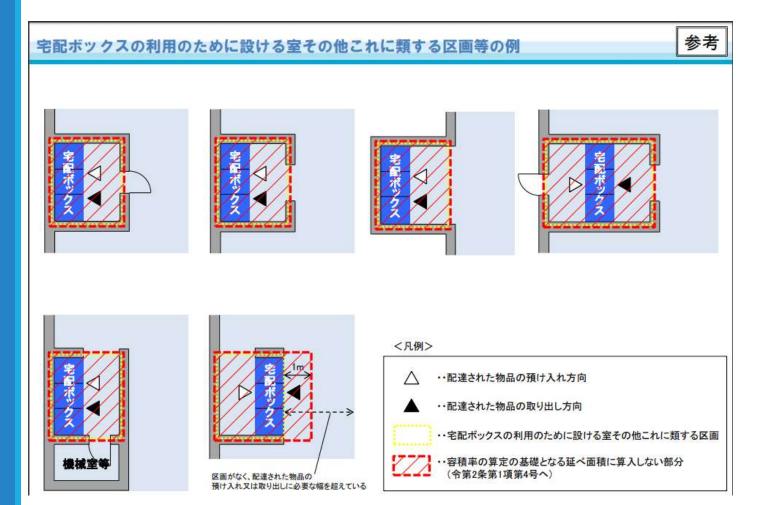
(法85条第6項、7項 令147条) (テキストP14)

(7)その他所要の改正

宅配ボックス設置部分に係 る容積率規制の合理化

令2条第3項6号 延べ面積の1/100を限度として容 積率算定根拠床面積から緩和

(令2条1項4号、第3項6号、137 条の8) (テキストP96~99)



≪参考≫

「共同住宅の共用の廊下に宅配ボックス等を設置した場合の建築基準法第52条第6項の規定の運用について(技術的助言)」(平成29年11月10日付け国住街第127号)

(4)令114条 法30条

<u>長屋又は共同住宅の各戸</u> の界壁に関する規制の合 理化

(令114条1項 界壁) (法30条遮音界壁、令22条の3) (テキストP60~61)

長屋・共同住宅の各戸の界壁の合理化について

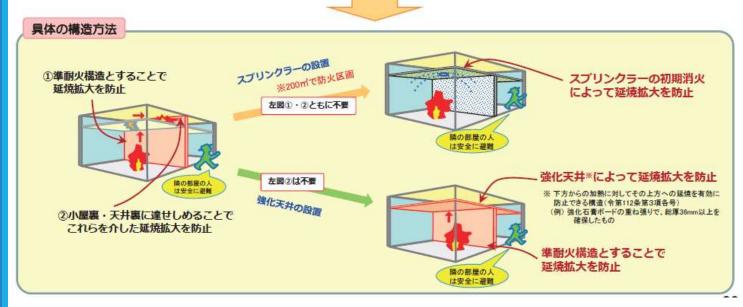


現行制度

○ 防火上の観点から、長屋又は共同住宅の各戸の界壁は、①準耐火構造とし、②小屋裏又は天井裏に達せしめなければならないことしている。

改正の考え方

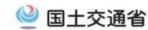
○ 今般の法改正による法第30条の改正により、遮音の観点からは、天井において遮音性能を確保することで、界壁を小屋裏又は天井裏に達せしめなくてもよくなったことを踏まえ、防火上の観点からの界壁に対する規制についても、寄宿舎等の防火上主要な間仕切壁(令第114条第2項)を参考に合理化を図ることとする。



≪参考≫令114条2項 防火上主要な間仕切り壁

自動スプリンクラー設備等設置部分:令第112条第3項(旧第2項)に規定する部分 強化天井:平成28年国土交通省告示第694号に規定する構造方法又は国土交通大臣の認定を受けた構造方法

天井の遮音性能について



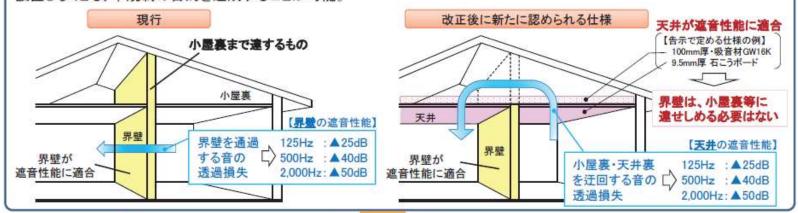
検討中の案

背景

- 〇法第30条は、長屋や共同住宅のプライバシーを確保することを目的に、各戸の界壁について、一定の遮音性能を求めると ともに、小屋裏又は天井裏に達せしめることを求めていたところ。
- 〇今般、法第30条の改正により、一定の性能を有する天井を用いた場合に、小屋裏又は天井裏に達せしめることを不要とした ため、天井に必要とされる性能に関する技術的基準を定める必要がある。

改正の考え方

小屋裏又は天井裏を迂回する音について、界壁と同様の性能を有する天井を用いれば、小屋裏又は天井裏の部分の界壁を 設置しなくとも、本規制の目的を達成することが可能。



天井点検口を使って隣へ の住戸へ侵入されるなど が考えられます、界壁を 設けない場合は防犯に 対する配慮が必要!

改正内容

【政令第22条の3】

隣接する住戸からの日常生活に伴い生ずる音を衛生上支障がないように低減するために、<u>天井に必要とされる性能に関し</u> て政令で定める技術的基準は、界壁に求める遮音性能と同様のものとする。

【建設省告示第1827号(昭和45年)】

天井の構造方法は、<u>厚さが9.5mm以上の石こうボード(その裏側に厚さが100mm以上のグラスウール(かさ比重が0.016以上のものに限る。)</u>又はロックウール(かさ比重が0.03以上のものに限る。)を設けたものに限る。)とする

(5)法48条第16項第2号

<u>用途規制の適用除外に係</u>る手続きの合理化

(法48条15項、16項、17項) (テキストP102~104)

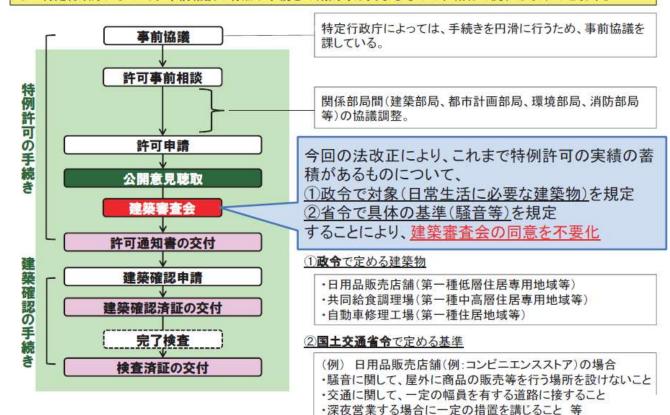
用途規制の適用除外に係る手続の合理化

国十交诵省

1年以内施行

第48条関係

○ 特定行政庁によって、事前相談の有無や手続きの期間等は異なるものの、概ねの流れは以下のとおり。



(6)法53条第3項、5項、6項

建蔽率規制の合理化

耐火建築物等(令135条の20第1項) 耐火建築物これと同等以上の延焼 防止性能を有するものとして政令で 定める建築物

準耐火建築物等(令135条の20第2項) 準耐火建築物と同等以上の延焼防 止性能を有するものとして政令で定 める建築物

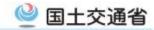
(法53条3項、6項、令135条の20) (テキストP102~104)

延焼防止性能を有する建築物に関する建蔽率規制の合理化①





延焼防止性能を有する建築物に関する建蔽率規制の合理化②



1年以内施行

①:第53条第3項関係、②:同条第5項関係 検討中の案

- 〇建築物の建替え等の促進により、市街地の安全性の向上を図るため、建蔽率規制について次の措置を講じる。
 - ①延焼防止性能の高い建築物について、建蔽率10%緩和の対象区域及び対象建築物見直し
 - ②前面道路側に壁面線指定を行った場合等について、特定行政庁が許可した範囲内において建蔵率を緩和

1. 現行制度

①防火地域の耐火建築物について、都市計画 で定められた建蔽率に10%を加えた数値 を上限とすることが可能。

②連続した開放空間を確保し、市街地の安全性の向上を図るため、 特定行政庁は前面道路の境界線から後退した壁面線の指定等が可能。

2. 新設する制度

第53条第3項

第53条第5項

①延焼防止性能の高い建築物の建蓄率緩和

延焼防止性能の高い建築物への建替え等を促 進するため、以下の地域における建築物につい て、建蔽率10%緩和の対象を拡充する。

※下線部が拡充箇所 〇防火地域 耐火建築物及び耐火建築物と同等以上の延焼 防止性能を有する建築物

〇準防火地域

耐火建築物、準耐火建築物及びこれらの建築 物と同等以上の延焼防止性能を有する建築物

注 防火地域·準防火地域 市街地における火災の危険を防除するために定める地域 (都市計画法第9条第21項)。

②前面道路側に壁面線指定を行った場合等の建蔽率緩和

特定行政庁が前面道路の境界線から後退した壁面線の指定をした場 合等※で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて 許可した範囲内において、建築物の建蔽率を緩和できることとする。

※一定の都市計画や地区計画等に関する条例において壁面の位置の制限が定められた場合も 同様に措置

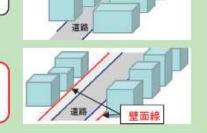
【建替え前】

道路幅員が狭いことで、火災時の避難 や消火活動に支障がある。



【建替え後】

道路と一体となった空間を確保する ことで、火災時の避難や消火活動も 容易になる。



(7)法61条•法67条第1項

防火地域等内の建築物に 関する規制の合理化

延焼防止性能(P31)

「通常の火災による周囲への延焼を防止する ため」に必要な性能

計画建築物(P34)

実際に建築しようとしている計画の内容(主要構造部、防火設備、消火設備など)に応じた 構造方法が用いられている建築物

想定建築物(P34)

計画建築物と同一の位置・用途・形状の建築物においてイ号の技術的基準に適合する主要構造部や防火設備の構造方法が用いられているものと仮定した建築物

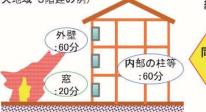
(法61条、令136条の2、告示R1-194、 法67条) (テキストP28~35、65) ※注意P31 令136条の2は一部変更あり

防火地域・準防火地域に関する規制に関する構成の変更

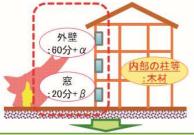
	- 改正後			
条文	規定の内容	以止後		
法第61条	防火地域における規制対象(規模)			
	防火地域における構造方法(耐火建築物/準耐火建築物)			
法第62条第1項	準防火地域における規制対象(規模)			
	準防火地域における構造方法 (耐火建築物/準耐火建築物)	法第61条		
法第62条第2項	準防火地域における規制対象 (木造)			
	準防火地域における構造方法 (防火構造等)			
法第64条				
法第63条	防火・準防火地域における屋根の構造方法	法第62条		

②防火・準防火地域における延焼防止性能の高い建築物の技術的基準を新たに整備









防火・準防火地域において、例えば、3階建事務所について、 外壁を75分準耐火構造等とした場合に、内部を60分準耐火 構造等とする設計を可能とする基準等を追加 **令136条の2** 防火地域又は準防火地域内の建築物の壁、柱、床その他の部分及び防火設備の性能に関する技術的基準 法61条の政令で定める技術的基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- __1 防火地域内にある建築物で階数が3以上のもの若しくは延べ面積が100㎡を超えるもの又は準防火地域内にある建築物で地階を除く階数が4以 上のもの若しくは延べ面積が1500㎡を超えるもの 次のイ又は口のいずれかに掲げる基準
 - イ 主要構造部が第107条各号又は第108条の3第1項第1号イ又は口に掲げる基準に適合し、かつ、外壁開口部設備(外壁の開口部で延焼の恐れのある部分に設ける防火設備をいう。以下この条において同じ。)が第109条の2に規定する基準に適合するものであること。ただし、準防火地域内にある建築物で法第86条の4各号のいづれかに該当するものの外壁開口部設備についてはこの限りではない。

【告示R1-194号 第1】

- ロ 当該建築物の主要構造部、防火設備及び消火設備の構造に応じて算出した延焼防止時間(建築物が通常の火災による周囲への延焼を防止することができる時間をいう。以下この条において同じ。)が当該建築物の主要構造部及び外壁開口部設備(以下この口及び次号口において「主要構造部等」という。)がイに掲げる基準に適合すると仮定した場合における当該主要構造部等の構造に応じて算出した延焼防止時間以上であること。
 【延焼防止建築物(テキストP37)】 【告示R1-194号 第2】
- 2 防火地域内にある建築物のうち階数が2以下で延べ面積が100㎡以下のもの又は準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が3で延べ 面積が1500㎡以下のもの若しくは地階を除く階数が2以下で延べ面積が500㎡を超え1500㎡以下のもの 次のイ又は口のいずれかに掲げる基準
 - イ 主要構造部が令107条の2各号又は第109条の3第1号若しくは第2号に掲げる基準に適合し、かつ、外壁開口部設備が前号イに掲げる基準 (外壁開口部設備に係る部分に限る。)に適合するものであること。
 - ロ 当該建築物の主要構造部、防火設備及び消火設備の構造に応じて算出した延焼防止時間が、当該建築物の主要構造部等がイに掲げる基準に適合すると仮定した場合における当該主要構造部等の構造に応じて算出した延焼防止時間以上であること

【準延焼防止建築物(テキストP37)】【告示R1-194号 第4】

- 」3 準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が2以下で延べ面積が500㎡以下のもの(木造建築物等に限る) 次のイ又は口のいずれかに 掲げる基準
 - イ 外壁及び軒裏で延焼の恐れのある部分が第108条各号に掲げる基準に適合し、かつ、外壁開口部設備に建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、当該外壁開口部設備が加熱開始後20分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)に火炎を出さないものであること。ただし、法第86条の4各号のいずれかに該当する建築物の外壁開口部設備についてはこの限りではない。

【告示R1-194号 第5】

- ロ 当該建築物の主要構造部、防火設備及び消火設備の構造の応じて算出した延焼防止時間が当該建築物の外壁及び軒裏で延焼の恐れのある部分並びに外壁開口部設備(以下この口において「特定外壁部分等」という。)がイに掲げる基準に適合すると仮定した場合における当該特定外壁部分等の構造に応じて算出した延焼防止時間以上であること。
- 4 準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が2以下で延べ面積が500m以下のもの(木造建築物等を除く) 次のイ又は口のいずれかに 掲げる基準
 - イ 外壁開口部設備が前号イに掲げる基準(外壁開口部設備に係る部分に限る。)に適合するものであること。 【告示R1-194号 第6】
 - ロ 当該建築物の主要構造部、防火設備及び消火設備の構造に応じて算出した延焼防止時間が、当該建築物の外壁開口部設備がイに掲げる 基準に適合すると仮定した場合における当該外壁開口部の構造に応じて算出した延焼防止時間以上であること。
- 5 高さ2mを超える門又は塀で、防火地域内にある建築物に附属する門又は準防火地域内にある木造建築物等に附属するもの 延焼防止上支 障のない構造であること 【告示R1-194号 第7】

令136条の2 1項

防火地域内にある建築物で階数が3以上のもの若しくは延べ面積が100㎡を超えるもの又は準防火地域内にある建築物で地階を除く階数が4以上のもの若しくは延べ面積が1500㎡を超えるもの

ロ 当該建築物の主要構造部、防火設備 及び消火設備の構造に応じて算出した延 焼防止時間が当該建築物の主要構造部 及び外壁開口部設備がイに掲げる基準に 適合すると仮定した場合における当該主 要構造部等の構造に応じて算出した延焼 防止時間以上であること。

構造方法は告示R1-194号 第2

60分準耐火構造 令112条2項 告示R1-195号

75分準耐火構造:

告示R1-194号 第2 2項 告示R1-193号 第1 2項

90分準耐火構造:

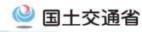
告示R1-194号 第2 3項

30分防火設備:

告示R1-194号 第2 4項

準防火地域 地階を除く階数3 延べ面積500㎡以下のもの 告示R1-194号 第4 1項

法第61条の規定に適合する建築物



- 法第61条では、「壁、柱、床、その他の建築物の部分及び防火設備について、<mark>通常の火災による周囲への延焼を防止</mark>する ためにこれらに必要とされる性能に関して防火地域及び準防火地域の別並びに建築物の規模に応じて政令で定める技術的 基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければ ならない」とされている。
- このうち「国土交通大臣が定めた構造方法」について、技術的基準に適合する建築物に対応した具体的仕様として、以下の 基準に適合するものを定める。

① 3階建ての耐火建築物相当(防火地域/準防火地域の1,500㎡超)の建築物

用途*1	主要構造部等への要求性能			条件となる仕様			
	外殼		内部		서 당원 다 학	CD.	
	外壁	外壁開口部 の防火設備	間仕切壁、柱など	延べ面積	外壁開口部 の開口率	SP 設備	区画面積
共同住宅、ホテル等※2	90分 準耐火構造	20分 防火設備	60分 準耐火構造	3,000㎡ 以下	セットバック距離sに 応じた開口率制限	あり	100㎡以下
物販店舗	90分 準耐火構造	30分 防火設備			s≤1→0.05 1 <s≤3m →s/10-0.05</s≤3m 		500㎡以下
事務所/劇場等/学校 等/飲食店 ^{※3}	75分 準耐火構造	20分 防火設備					500㎡以下
戸建住宅	75分 準耐火構造	20分 防火設備	45分 準耐火構造	200㎡以下	3 <s td="" →0.25<=""><td>なし</td><td>なし</td></s>	なし	なし

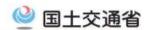
※1: 可燃物量の多い倉庫、自動車車庫等(法別表第1(5),(6)項用途)を除く。

※2:法別表第1(2)項用途

※3:法別表第1(1),(3)又は(4)項用途(物販店舗以外)

② 3階建ての準耐火建築物相当(準防火地域)の建築物

○ 準防火地域における3階建ての建築物(延べ面積500m以下) → 現行の令第136条の2の基準(防火構造等)と同一



1年以内施行

新第61条関係

- 現行制度では、防火地域・準防火地域における2mを超える門・塀については、着火そのものを防止するため、<u>不燃材料と</u> することが義務付けられている。
- 京都、倉敷などの古い街並みが残る都市においては、既存の住宅を建て替える場合、景観を維持するために木材を使用した門・塀だけでも残そうとする場合があるが、この場合、本体建築物の建替えに合わせて、既存不適格となっている門・塀も不燃材料とすることが必要となり、対応が困難となる。

令第136条の2第五号

告示R1-194号 第7

周囲への延焼を助長しない構造の場合は、 不燃材料としなくとも良いこととする。 (安全性を確保しつつ、木材の利用を可能に)





告示R1-194号 第7

- 1号:門の構造方法
 - イ 不燃材料で作り、又は覆う
 - ロ 道に面する部分は厚さ24mm以上の木材で作る
- 2号: 塀の構造方法
 - イ 不燃材料で作り、又は覆う
 - ロ 厚さ24mm以上の木材で作る
 - ハ 土塗真壁造で塗厚さが30mm以上のもの(表面に木材を張ったものを含む)

(8)法87条の2・法87条の3

仮設建築物及び用途変更 に関する規定の整備

用途変更に係る全体計画認定制度 【法第87条の2】

建築物の用途を変更して一時的に他の 用途の建築物として使用する場合の 制限の緩和 【法第87条の3】

(法87条の2、87条の3、令147条) (テキストP78~82)

※注意P31 令136条の2は一部変更あり

既存建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和 建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合における制限の緩和



①:新第87条の2関係、②:新第87条の3関係

国十交诵省

現状 改正主旨

- 既存不適格建築物※の 用途変更時には、現行基準に 適合させるための改修工事が
- ※ 建築時以後の基準の強化 により、現行基準に適合 しなくなった既存建築物
- 〇 用途変更しない部分も含めた 建築物の全体について、 一部分の用途変更時に直ちに、 現行基準に適合させる全面的 な改修が必要
- 〇 一方で、用途変更を行う 時点で、一度に現行基準に 適合させることは、コスト・ 工期の点で負担が大きい
- 〇 既存建築ストックを、一時的に 他の用途に利用したいという ニーズが増加

改正概要

現行

①用途変更に係る全体計画認定制度の導入

用途変更に伴って現行基準に適合させる ための改修を、一度に行うことが必要 (段階的・計画的な改修が可能であるのは、 増改築等を伴う場合のみ)

1年以内施行

増改築等を伴わない用途変更についても、 地方公共団体が「全体計画」を認定すること で、段階的・計画的な改修が可能

例:事務所※の一部転用)※基準強化前に建設された既存の事務所



用途変更しない部分も含めた 建築物の全体について、 一部分の用途変更時に直ちに、 現行基準に適合させる 全面的な改修が必要

- ① 排煙設備(全館にダクト及びファン を設ける等)の設置工事 ② 壁・天井の不燃化工事(内装に石
- 膏ボード等を追加)

階ごとに工事を 分けるなど、 段階的·計画的 な改修が可能に

(2)一時的に他の用途に転用する場合の制限の緩和

現行の仮設建築物は、新築等が前提

→ 既存建築物の一時的な転用に 対応する規定がない

既存建築物を一時的に他用途(住宅、学校、 福祉施設、店舗、興行場等)に転用する場合、 新築等の仮設建築物と同様に、一部の規定 を緩和する制度を導入

既存建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合における制限の緩和に関連する政令の規定について



国土交通省

検討中の案

背景

- 〇令第147条第1項は、法第85条第2項、第5項又は第6項に規定する仮設建築物(高さが60m以下のものに限る。)について、 政令の一部の規定を適用除外とすることとしている。
- 〇今般の法改正において、法第87条の3を新設し、既存建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合について、仮設建築物を建築する場合(法第85条第2項、第5項又は第6項)と同様に、法の一部を適用除外とした。

改正の考え方

令第147条第1項は、その対象となる仮設建築物が<u>一時的にしか存続せず、最終的には撤去される</u>という点に着目しているが、既存建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合においても、当該他の用途の建築物として使用するのは一時的であり、最終的には変更前の用途に戻るため、仮設建築物を建築する場合と趣旨は共通している。

- ① 法第87条の3に規定する建築物についても、令第147条第1項と同様に、同条第2項において政令の一部の規定を適用除外とする。
- ② ただし、①にて適用除外とする規定は、令第147条第1項に掲げる規定の内、用途により規制内容が異なるものとする。

法第85条第2項、第5項、第6項による仮設建築物(60m以下)について 令第147条第1項において適用除外とされている政令の規定

【用途により規制内容が異なるもの】

第22条、第28条~第30条、<u>第41条~第43条</u>、第46条、<u>第48条</u>*、 第49条、第112条、第114条、<u>第5章</u>、第5章の2、 第129条の13の2、第129条の13の3

【用途により規制内容が異ならないもの】

第37条、第67条、第70条、第3章第8節、

第129条の2の4(屋上から奥出する水槽、標準その他にれらに関するものに係る部分に限る。)

法第87条の3第2項、第5項、第6項による仮設建築物(60m以下)について 令第147条第2項において適用除外とする政令の規定

第22条、第28条〜第30条、<u>第41条〜第43条</u>、第46条、 第49条、第112条、第114条、<u>第5章</u>、第5章の2、 第129条の13の2、第129条の13の3

※令第48条は用途により規制内容が異なるものの、用途変更事例が想定できなく、 適用除外としなくても実態として問題がないと考えられるため、令第147条第2項 は記載しないこととする

*下線は第2項においてのみ適用除外となる規定

改正内容

【政令第147条第2項】

法第87条の3第2項、第5項又は第6項に規定する建築物で高さ60m以下のものは、政令の一部の規定を適用除外とする。

改正後の法、施行令、告示等については、国土交通省のHPにて確認をお願いいたします。

建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)について

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000097.html